

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800100号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1800001号

## 第1 結論

昭和42年3月22日から昭和45年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年3月22日から昭和45年7月1日まで  
年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかしながら、当時、年金のことについては何もわからなかったので、脱退手当金の請求手続をするはずはなく、受給した記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の脱退手当金については、請求期間の最終事業所であるA社(現在は、B社)の厚生年金保険被保険者資格喪失日から26か月後の昭和47年9月7日に支給決定されており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号\*番から\*番までの被保険者(請求者を含む。)435人のうち、請求者と同じ昭和45年に資格喪失をしている女性(うち脱退手当金受給者は7人。)で、連絡先の判明した者24人に照会したところ、16人から回答があり、うち複数の同僚が、会社から退職時に脱退手当金の説明を受け、手続書類も受け取った旨の回答及び陳述しているところ、そのうちの1名が自分で脱退手当金の手続を行ったと回答していることから、当該事業所の事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、年金事務所から提出された請求期間に係る脱退手当金裁定請求書には、請求者の退職時の氏名(旧姓)・住所のほか、請求期間に係る事業所名等が記載されている上、請求期間に係る「昭和45年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」が添付されていることを踏まえると、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、請求者が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の請求者欄には脱退手当金が支給されていたことを示す「脱」表示に丸印が記されているとともに、上記裁定請求書の関係書類である厚生年金保険脱退手当金裁定伺に、脱退手当金の支給額が記載されており、上記

裁定請求書及び複数の関係書類に「昭和 47 年 9 月 7 日送金済」の押印が確認できるところ、その支給金額及び送金年月日は、オンライン記録により確認できる請求者に係る脱退手当金の支給額及び支給日と一致しており、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。